

## 平成27年第3回砂川市議会定例会

平成27年9月7日（月曜日）第1号

### ○議事日程

開会宣告

開議宣告

（議員辞職の許可報告）

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 市長特別行政報告

日程第 4 主要行政報告

日程第 5 教育行政報告

日程第 6 議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算

[予算審査特別委員会]

散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

増井 浩一議員

武田 圭介議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 9月 7日  
至 9月 9日 3日間

- 日程第 3 市長特別行政報告  
日程第 4 主要行政報告  
日程第 5 教育行政報告  
日程第 6 議案第 5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長	飯澤明彦君	副議長	水島美喜子君
議員	増井浩一君	議員	多比良和伸君
	増山裕司君		中道博武君
	佐々木政幸君		武田真君
	武田圭介君		辻勲君
	北谷文夫君		沢田広志君
	小黒弘君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	中村吉宏
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子

砂川市農業委員会会長 渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼会計管理者	湯 浅 克 己
総務部審議監	熊 崎 一 弘
市民部長	高 橋 豊
経済部長	田 伏 清 巳
建設部長	古 木 信 繁
病院事務局長	氏 家 実
総務課長	安 田 貢
政策調整課長	河 原 希 之

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	中 出 利 明
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 伏 清 巳
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成27年第3回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

ここで、議員の辞職を許可したことについて報告いたします。

本年7月23日に星洋一議員から、一身上の都合により同日をもって議員を辞職したいとの議員辞職願が提出されました。閉会中のため、地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可しました。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び武田圭介議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月9日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 市長特別行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、市長特別行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 砂川警察署の統合について特別行政報告を行います。

砂川警察署の治安機能を高めるために、隣接する滝川警察署と統合し、分庁舎化したいという考えが去る6月5日、北海道警察本部より説明がありました。今回の説明は、市長の理解と意見を求めているので、公表は避けていただきたいというものであります。内容として、小・中規模警察署において休日、夜間の勤務体制が脆弱であり、大きな事件・事故の対応、留置場に身柄を拘束すると帰宅した署員や駐在所等から応援を求めなければ対処できない状況にある。そのことにより地域の駐在所に警察官が常駐できていない問題

が生じているなど、警察官を増員できる状況にないことから、解決策として隣接する滝川警察署と砂川警察署を統合して、署員数の多い警察署として治安力を高めるといふものです。具体的には、滝川警察署を本署として、砂川警察署は分庁舎にする考えであります。分庁舎になると署長、副署長は置かないが、副署長クラスを配置する。本署に刑事を集約させ、砂川管内の事件にも対応する。留置場は滝川に移管、逮捕したら滝川に搬送する。分庁舎窓口で免許証更新、車庫証明等のサービス機能は残す。24時間3交代でパトロール強化をする。現在ある交番、駐在所は全て残し、いつでも警察官が常駐可能となるなど、統合により管理部門の署員は合理化するので、その分現場署員は確保して警察力を充実させるという内容の説明であります。

市ではこの説明に対し、北海道全体の再編計画が示されない中、砂川警察署管内より人口が少ない管内があり、何ゆえ中規模の砂川警察署が対象となるのか唐突な話であること。滝川警察署、砂川警察署の老朽化の状況からの統合ではないのか。仮に統合しても警察署長権限の指揮命令で署員は動くことから、統合された側の治安が絶対確保されるものなのか。警察署で署員が不足している状況であり、統合しても同じことではないのか。砂川市は災害拠点の市立病院、救命救急センター、広域消防など警察署と密接な連携関係にあるなどから、統合には絶対反対する旨の意思を伝えましたが、再度説明に伺いたいとのことでありました。しかし、7月25日、新聞報道により公になったものであります。

その後の北海道警察本部の方針は変わっておらず、住民説明会を考えているとのことから、砂川警察署管内の1市3町による統合反対の住民署名活動に取り組み、北海道警察本部に反対の要請を行う考えであります。今後とも砂川警察署の統合問題に注視しながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 ただいまの報告について特に質疑を許します。

質疑ありませんか。

増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） ただいまの特別行政報告について質疑を行います。

7月25日の新聞報道によると、空知、上川管内5警察署の分署化が検討されており、砂川署（砂川市、上砂川町、奈井江町、浦臼町）は滝川署に2017年4月をめどに統合される。具体的には、1、現在ある警察署庁舎と管内の駐在所は全て残す。2、署長、副署長職はなくなるが、現場の警察官は残す。3、夜間や土曜、日曜、祝日の当直体制を充実させるとあります。さらに、あくまでも効果的に警察署を運用するための機能強化で、地元自治体にデメリットはないと話したとの報道がなされています。また、7月28日の新聞報道では、地元自治体の首長の不安や疑問を抱く声が報道されていました。新聞記事によると、善岡市長は1市3町の人口が約3万人で、分署化が検討されていない道内他署よりも管轄地域の人口が多いことや、幹線の国道12号を抱えていることを指摘し、道警の説明にはなぜ砂川署が分署化されるのか納得できる理由がない。署長や副署長がいなく

なれば指示系統に負担がかかり、有事の際にしっかり対応できるとは思えないと発言したこと。奈井江町の北町長は、砂川で一家5人が死傷する大きな交通事故が起きたばかり、地域の交通安全の取り組みの中核として今の形態の警察署であることが重要だと話したこと。浦臼町の斉藤町長、上砂川町の奥山町長も分署化は断固反対と話した新聞報道がなされています。地元自治体の首長が足並みをそろえて反対していることは十分理解できることです。

道警幹部は、6月5日に来砂されて口頭で統合計画を説明したとのことですが、警察署分署化は市民にとって大変重要な問題であります。道警の説明から現在まで、市はどのような対応をしてきたのかについて伺い、1回目の質疑とします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 現在までどういう対応をしてきたかということであり、ます。ことし6月5日の説明では、先ほど説明のとおり、道警本部の考え、趣旨を管内の首長に詳しく説明しているもので、公表はしないでいただきたい旨の話でありました。当然市としては趣旨は理解できないとして反対し、物別れに終わっているところであります。ただ、再度説明に伺いたいということでございました。6月5日以降は、他の警察署管内に説明をしていたと思われませんが、こちらから出向いて警察統合について確認するものでもなく、推移を注視していたところでございます。その後7月25日、28日の北海道新聞、また7月29日のプレス空知で報道されましたが、情報の出どころは不明でありますけれども、この報道により、議会に説明が必要として7月27日、総務文教委員会に急遽報告したところであります。

さらに、8月10日に再度道警幹部と会う機会がありました。その中では、統合の方針に変わりがなかったことから、6月5日同様に反対、撤回を伝えたところであります。その場では、道警からは住民説明会を考えているということ、それに対して再度砂川市に説明に伺うということであり、状況を見ているところですが、現在まだ説明には来ていないところであります。このことについて3町、上砂川町、奈井江町、浦臼町の副町長と連絡調整の結果、関係団体等には前もって市の考え、分庁舎の内容について説明しておくなど対処してきているところでございます。さらには、署名を視野に、8月31日には町内会連合会の役員会がございましたので、その場でもこれまでの経過と趣旨を説明してきたということで今対処してきているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 私たち住民にとって、生活していく上で安心、安全な環境づくりというのは大変重要な要素なのです。我々は、今日まで日ごろから行政はもとより、商工会議所、産業界、町内会連合会、学校、交通安全協会、防犯協会等各種団体、そして市を挙げて安全、安心なまちづくりを目指して今日に至っているということです。その中で、砂川警察署というのは防犯、それから交通安全に関しては中心的な役割を今日まで担ってきたと思

っております。また、住民からも強い信頼を得ている身近な組織でもあるわけなのです。治安の維持というのは、行政なり議会が代替するということは大変難しく、やはり中心になるのは警察署であり、警察署の仕事だと思っております。砂川署内でも、窃盗ですとか特殊詐欺ですとか交通事故ですとか、依然として発生しておりますし、つい先日は一家5人の死傷交通事故、事件が発生しましたし、お隣の浦臼町では死体遺棄事件が発生したばかりです。市長も記者会見で飲酒運転撲滅条例を制定する考え方を既に明らかにしておりますし、私たち市議会でもつい先日、飲酒運転の交通死亡事故を撲滅する決議書を採択したり、あるいは飲酒運転撲滅の市民フォーラムを行って、市を挙げて安心、安全なまちづくりに真剣に取り組んできたところです。

7月29日の新聞報道によると、管内の4首長は道警方針に反対という見出しで、複数の自治体の関係者によると、滝川署の庁舎は昭和36年建設、砂川署の庁舎は昭和37年に建設され、築後いずれも50年を超えて老朽化が著しいこと、建てかえの扱いなどが懸案事項となっているが、北海道の財政が厳しいことから、これを一つにまとめようとして今回の話が浮上したのではないかという報道がなされております。見出しのとおり、4首長の反対表明は当然だと思っております。

先ほどの特別行政報告では、道警本部は住民説明会を考えているということのようですが、それに対抗するように1市3町で統合反対の住民署名活動に取り組んでいくというような考え方も示されましたが、現時点で今後の対応やスケジュールをどのように考えているのかお尋ねして2回目の質疑とします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 この反対署名に入っていく背景といたしまして、先般8月25日に三笠市の副市長が砂川に来られました。ここでは、三笠では8月20日に道警のほうから警察にかかわる団体のほうに説明があったということで、考え方に変わりはないのだということで、市長の指示のもとに反対署名に先に入っていくというようなお話でございました。既に私たちの知り得ている情報では、8月27日から三笠では署名運動がなされているものと思いますが、そういった取り組みがまず先行されて行われております。それについて、砂川市としてもこれまで1市3町の副市町長で調整をしながら、統合反対という方向でまとまっておりますので、その意思を伝える必要があるというふうに今考えているところであります。道警本部の統合の方針というものが明確に公表されておられません。新聞報道が先行しておりますけれども、なぜ中規模の砂川警察署が統合の対象になるのかという点が全く理解できないこと、警察庁舎が老朽化でなかなか改築ができないというような背景から、滝川と砂川を統合しようとしているのではないかという懸念があるところでもあります。

砂川においては、先ほど特別行政報告したとおり、市立病院、それから24時間の救命救急センター、警察署管内も消防の一部事務組合の範囲と同じでございます。警察とは密

接な連携関係にあるというふうに考えているところでありますから、署が滝川に移るということになるとう然いゝろんな問題が生じるものというふうに思っているところであります。本署と分署では、機能は住民サービス機能だけが残るといふことと、あとは24時間パトロールできる体制が残るといふこととありすけれども、有事の際にすぐ駆けつけていただけるのか、あるいは警察の範囲が広がって手薄になるのではないかといふところが非常に懸念されるとうございす。そういったことから、考え方は1市3町ともまとまっております、こういふ部分を住民一丸となつて反対していく必要があるだろうと、そのため今後においては、この9月定例会以降町内会長を集めて9月11日にこれまでの経過と説明をして署名の協力を依頼しようといふことと考へておりますし、署名が集まりましたら、1市3町で機会を調整して、署名は多分9月いっばいぐらいまでかからないとある程度数は集まらないのかなと思っております。それ以降1市3町の首長、議長、関係者等と調整しまして、道警本部のほうへ反対の要請に行こうといふスケジュールで考へているところとございす。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 8月27日以降既に、三笠市ですか、署名活動を先行して実施されていること、それから当市では9月11日に町内会に説明をして、その後署名活動を行ってきたいというお話だったと思ひます。道警は公表をしていないのですけれども、砂川署がなぜ対象となるのか全く理解できないという考へ方は、私もそのとおりでいふに思ひます。署名活動実施後、機会を見て道警本部に働きかけを行ってきたいという考へ方は了解しました。

正式提案ではないと道警本部は言われているようですが、だからこそ正式提案に至る前に計画を白紙撤回させるべきだといふふうに考へます。そのためにも、1市3町の連携を密にするとともに、議会、町内会連合会、商工会議所等々各種団体はもちろん、管内の国会議員や北海道議会議員とも密接に連携を図りながら、1市3町の総力を結集して取り組むことが重要ではないかといふふうに思ひわけですが、いま一度市長の決意なり思ひを伺ひ、最後の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長の決意といふこととございすけれども、そもそもこの統合の話は余りにも唐突で、昨年度のほうでは砂川の警察署を耐震化するといふこととで実施設計の予算を組んでいる。ところが、次の年になると統合したい。まず、道警自体は、砂川の警察署を耐震化して残すといふ考へがその時点ではあつたはずだと、なぜ唐突にこうなるのか。それと、何回も申し上げておりますけれども、空知管内の中でも砂川警察署といふのは岩見沢、滝川に次ぐぐらゝの規模を持っている。どうしてそこがなるのか、単に道の予算がないからここを統合しようと、そういふふうにしか思へないと。治安といふものの考へ方は、いゝろいゝろ道警では説明しているけれども、どうしてもこれは市町村の



代替がきかない。保健所の統合みたいに全体像を示して、その中で地区も分けて、再編しながらやったことがかつてありますけれども、そのときには、保健師は市町村でも持っていますから、代替はきくのです。ところが、治安というのはそういうものではない。そういう発想でくること自体が納得できない。もう一つ、他の県の統合計画は、県が主導して、計画書をつくって、それを公表して、県民のアンケート調査をとっている。ここは、全体像が見えない中で、ほとんど空知だけを対象にしたような計画になっていると、全体像が見えない。治安を守るところが統合したり何かするのにそんなやり方で本当にいいのか、これではどの首長でもそれに対して賛成なんて言えるようなものではない。

こういうことを考えると、もっと早く私は立ち上げてやりたいというのもございましたけれども、道警のほうではまだ公表はしないと、何回か話し合いをしたいということでございましたけれども、6月5日のこういう話があった次の日に、ご承知のとおり6月6日、砂川で大きな事故があったと、その関係上、お互いに接点を持つ機会を設けることが、恐らく道警のほうではそれどころでなかったのだろうというふうに思います。ちょっと時間がたちましたけれども、2回目の話がございましたので、今度はきちんと議会、それから町内会連合会、説明会に入る予定になっていますし、各団体、商工会議所にもお話をしましたし、一丸となって署名活動が終わった後は、すぐ市長、議長、市民団体の代表、それから商工会議所等、それから道議会議員とともに道警本部に反対の要請に参りたいと、このように考えております。どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私も何点かこの特別行政報告についての質疑を行いたいと思います。

これまでの経過等は、今の質疑応答のやりとりで大体わかってきたのですけれども、何回も市長は会っているかという、余り会っていらっしゃらないような報告が今あったのですけれども、そもそもこの統合の話というのは、道警はかなり確実な計画を持って、本気でやる気になってきているのかどうかなのですけれども、それは感触としてどういうふうに思われているのかなのです。こういう住民に大きく密接に関係するものというのは、まずちょっと雰囲気を探るために動くというのは、これは道警ばかりではなくて市もそういうやり方はするだろうと思うので、こんな感じで本当にどこまでが向こうも本気でやる気なのかどうかというのがこの段階ではわからないものですから、一番多く会われている市長がこの辺の感触をどんなふうに思われているのかをお伺いしたいのがまず1点です。

それから、先ほどもちょっとありましたけれども、道警はこれから住民説明会を考えているというふうに先ほどの報告でもあったのですけれども、道警としてはどの程度の範囲、つまり単位です。例えば町内会単位とかでも統合のことに関しての住民説明会を考えているのかどうか、この辺の情報があれば、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、次なのですけれども、私は町内会長もやっています、実は金曜日の午前中に砂川警察署の統合に反対する取り組みという封書が来ました。びっくりしたのです。今のやりとりを聞いていると、町内会連合会の役員さんたちとも話をされているようなのですけれども、突然町内会長のところにこれが来て、9月11日の午後3時から市役所の3階の大会議室で、つまりこれは統合反対の署名活動についての説明会を開催するという封書なのです。きょうこの議会で市長から特別行政報告を聞いて、こういう質疑をしているのです。その前に町内会長にこういう封書を配るとするのは、余りにも議会を軽んじられているのではないのかというふうに思うのです。この後でも十分私は間に合うのではないかと考えているのですけれども、なぜそこまで今回の活動を急がれているのか、急がれている理由をぜひお伺いしたいのです。

それから、この書面は町内会長各位というふうになって、砂川市長の単独のお名前なのです。普通今まででいくと、少なくとも町内会連合会の会長さんとか連名で来るような文書だと私は思っているのですが、役員さんたちとも話をされていて、同じ方向を示されているのではないのかというふうに思うのですけれども、何で市長のお一人だけのお名前で町内会のほうに配られているのか、どうも事を急ぎ過ぎていらっしゃるのではないのかというふうに思っているのですけれども、その点についてもお伺いをします。

それから、今回の特別行政報告の中で話されているのですけれども、滝川警察署を本署として、砂川警察署は分庁舎とするという考えが示された。では、この分庁舎というのは建物がどういうふうになるのかというお話は聞かれているのか、建物が新築されるというような話私も聞いていますものから、その辺のところを確認させていただきたいと思います。

それから、最後にもう一点なのですけれども、今回のこの動き方、市の動き方というのはすごく強力な動き方だと思います。これから町内会に入って、市全体を挙げて統合反対の署名活動をしていくというような動き方をされるわけで、私はその前に情報が余りはつきり入っていないのであるならば、やる方法はもうちょっとあるのではないかと、まず情報をしっかりと確認することなのではないのかというふうに思うのですけれども、そのところが今の説明の中では、さっきの例えば分庁舎になった建物は新築されるのか、今のままで古いままなのかどうなのか、これって大事なことです。そういう確認も一つ一つしながら署名活動に入っていくというのが私としては普通の流れかなというふうに思っているのですけれども、ここまで議会前に各町内会長に封書まで出すというほど急がれている理由もあわせてなののですけれども、結果的に最後の質問というのは、仮に向こうがもし本気でやってくるのであれば、反対署名をどれだけしてもやってくるかもしれないです。統合に反対して、市長は砂川警察署を、今現在もう古くなって五十数年、この前署長のお話だと自分の年と一緒に53年たっている古くなった砂川警察署をどうしようというふうに考えていらっしゃるのか、つまり相手の案を蹴っていったときは、次に必ず自分た

ちが求めるものを提出していかないと話にならないわけですから、ただ反対ばかりしているのでは、これ以上はいいですけれども、砂川市という大本体がやるような運動論としてはまだ早いのではないかと私は思っているのですけれども、こういう行動をもう既に市長は起こされているので、その辺のお話も聞かせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 6点ほどの質疑だったかと思えますけれども、答弁漏れがあれば、ご指摘をいただきたいと思えます。

まず、統合の話が確実なのかということでございましたが、2回ほどこれまで接触していますけれども、全部口頭説明でありまして、文書等での資料提供等を含めてございません。状況を見ていますと、三笠市がそういった形で住民説明に入ったということでございます。ただ、この住民説明の考えについてお聞きしますと、例えば警察官友の会みたいなところを考えているというようなお話がございました。そうではなくて、うちの市長のほうからは、例えば砂川でいえば町内会長が87名で構成している町内会連合会というところがあると、そういう住民に近いところで説明をしてほしいという要望をいたしました。明確な回答はないところでありますけれども、まずは警察の関連団体に説明したいと。先ほどの三笠もそうですけれども、交通安全協会だとか防犯協会だとかという方々を対象にされて行われたというふうに聞いております。それで、本当に確実なのかどうなのかということでもありますけれども、先般9月4日ですか、砂川警察署協議会という7人の市民が入ったというか、構成市町の方々が入った協議会がございました。その中で、再編統合についての考えが示されたということをお聞きをしているところであります。内容的には砂川市に説明のあった内容とほとんど変わりはありませんので、やはり進めていく考えだというふうに確信を持っているところでございます。

それから、町内会長さんへのご案内が突然で、議会軽視でないかということでもありますけれども、決してそういうことではなくて、8月31日に町内会連合会の役員あるいは部長の方々、12名でしたか、こういった考えで署名に取り組みたいということで、了解を得ているわけでもありますけれども、市長におかれては町内会長を全員集めて経過を説明して取り組む必要があるだろうというようなことから、それは早く、二、三日で集まっていたくということにはならないので、議会の終わった後ということで一応考えながらご案内をしたところであります。これについては、町内会連合会の会長ともお話をし、事務局とも話をした結果、近々役員会とか町内会長全員が集まる場はないということであって、連合会を通して集めるより、市から直接市長名で出して市役所で開催したほうが早いというようなことから、そのようにさせていただいたところでございます。

それから、分庁舎の建物という話でありましたけれども、最初の説明では、去年今の庁

舎の耐震化の実施設計をしたところ、建物がもたないという結果が出たというような話から、分庁舎になると金額の少ない建物、どこか本州の事例でたしか1億円程度と言っていましたけれども、そういったものを考えている。別に建てるというような考えが示されましたけれども、2回目の説明では建物の話はおいといてというようなことになりまして、今のものを使うのか、新たに何かコンパクトなものを建てるのかというところは確認がとれていないところであります。

それから、市の動きが早過ぎるのではないかというようなご指摘でございましたけれども、明確な方針がない、あるいは今どういう調整をされて歩いているかわからない中、突然統合の方向でいきますという正式な文書が来られても困るわけでありまして。早いうちに住民署名を集めて、市の考えを示していきたいという思いでございます。

それから、今の庁舎をどうしようかという部分については、それは私からは言えませんけれども、平成14年ぐらいまでは改築してくれというような要望をこれまでできておりましたけれども、それでは今の道の財政から難しいだろうということで、今の施設を補強して耐震化していただきたいという要望でこれまでできている推移でございます。

何か漏れているものがあれば、ご指摘をいただければ。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今お話があったのですけれども、統合の話というのは相当確実なのだろうということは今の副市長のお言葉でわかったのですが、その中身が余にもわからないことが多いように思うのです。しかも、大事なことを今私の質問の中ではっきり答えられていない部分があるのです。特に建物、もし分庁舎みたいになったときにちゃんと建ててくれるのか、建ててくれないのか。建ててくれるような話も私は聞いているので、そういう点も今不確実なのです。それで、今後統合に反対して行って、わかったと、砂川さんは皆さん反対なので、今はやらないでそのまま維持していきましょうということになって、それでいいのかどうかなのです。議会は、私が新人で入ったぐらいから砂川警察署の建てかえをずっと道に要望しているのです。もっと進んでいくと、道だってお金ないのだから、建てかえさせるのだったら土地ぐらい準備しなかったら、とてもじゃないけれども、相手は乗ってこないだろうという話までこの議会の中では議論されているのです。

ところが、今聞いたお話だと、善岡市長は耐震化を要望していたというのです。これ正直私議員としては初めて聞く話なのです。ところが、先ほどの話だと道のほうも耐震化の実施設計をしたと。その実施設計の結果としてどうなったかというのは今はっきりとお話は聞かれていないのですけれども、この質問3回しかできないので、本当はそこでお答えを聞きたいのですけれども、座ってしまうと困るので、多分道としては耐震化ということに対して前向きではないのだろうなというふうに思うのです。あそこの土地は軟弱だろうし、あの建物そのものも53年たっていますし、木造の建物ですから、耐震化をもしするとしたら、逆に相当なお金がかかるのだろうし、公民館や何かを見てもわかるのだけれど

も、耐震化するという事は補強の壁をつくったり、柱を立てたり、要するに狭くなるのは確実に狭くなるので、多分耐震化をやってと要望していてもそれはなかなか首は縦には振らないのだろうなというふうに思うのです。

今副市長のお答えの中では、統合反対して署名活動して、何を望むのかというのが今もってはっきり私にはわかりません。耐震化を求めていくのか、ちゃんと土地でも用意して、建てかえをしろと訴えるのか。これがはっきりしなかったら、ただやみくもに署名活動をして反対運動をしているだけに終わりますよね。そのところをはっきりこの先の展望、市長の考えを聞かせてほしいのです。統合はやめたものの、警察そのままただほうっておかれるというのが一番悪い結果だというふうに私は思うので、だからもっと確認することってたくさんあるのではないですか。特に市長や副市長や、そういう方々、1市3町そろっていったら相当な力になるわけですから、一つ一つ潰しながら、確認しながら、最後にこうなったら住民とともにという形をとらなかったら、何か一点突破のような気がして、非常に警察という問題は大事な問題なのに、随分勢いがつき過ぎて、早く早くという感じが私には見えて、もうちょっと冷静にやられたほうがいいのではないかなというふうに思っているのです。

不確実なところがあるのであれば、警察もどこまで住民説明会に入るかわからないという話もあるのだったら、まさに11日の日に町内会長みんな集めるときに警察に来てもらえばいいではないですか。道警何人でもいいから、ちゃんと説明しろと、わからないことが多過ぎるから、町内会長さんみんないるのだし、説明してもらってはっきりさせて、それからいけばいいというふうに私は思うのです。しかも、うちには出身の道議っていらっしゃるんで、こういう問題というのは道議会の問題で、予算つけるのもみんな道議会ですから、道議の先生にも来てもらったりしたっていいと私は思っているのですけれども、ぜひそういうことをされながら、最終的に行動を起こすのなら起こせば、私は全然いいとは思っているのですけれども、不確実な中でやっていく、絶対反対だ、でももしかすると分庁舎は新しく建つかもしれない。警察が住民説明会に入っていったときに、これは私ちょっと情報であるのですけれども、三笠での話なのですけれども、署名活動をもうしてしまっているのだけれども、その後で警察から説明を聞いたら、もう署名をしてしまっているという話も実際あるという話は聞いているのです。市民に一番密接な大事なことをやっていく上で、情報が後先になるということが一番市民にとっては不幸なことだと思うのです。ちゃんと情報が市民に伝わって、ではどっちを選択するのだということをしっかりと伝えた上で行動を起こして、市民も一緒になってやっていくということをしないと、どんな間違いが起こるかもしれないではないですか。それは何で一番今心配かといったら、確実性のないことが多過ぎるからです。だから、確実性を書類で持ってこないなら、人を呼んで、警察の幹部を呼んで、その場で聞けばいいことではないですか。そしたら、そこではっきりします。そんなことを何でしないで、一気に本当に一点突破みたいな運動をし

ていこうとするのかが私はちょっと理解ができないのですけれども、ぜひその点も含めてお答えをいただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私のほうからお答えをしますけれども、まず前段議会軽視という話もされましたけれども、常任委員会のほうに報告はされていますので、その辺は誤解を解いておいてもらわないとまずいかなと思うのですけれども、もともとはこの統合というのは予算措置も何も裏づけのないところからきているので、その話をしたとしても、向こうの担当者は責任ある回答ができない。財源の裏づけのないものを交渉していても、その回答は向こうから出すことはできない。その権限が道警にはないということを前段申し上げておきたい。

それから、これは道の施設ですから、耐震もしないまま、そのまま古いままほっといていいのですか。私たちが心配することではないのです、道の施設ですから。菊谷市長の途中から耐震化のほうに変わっていった。それは、恐らく道の財政状況から難しいと当時は判断したのだろうというふうに思いますけれども、私になってから変えたものではない。14年からですか、14年ごろから耐震改修で道のほうに要望していると。ただし、これはこの中身を詰めていって、条件闘争的にやるのが本当にいいのかどうかというのは、私はそう思わないというだけです。それで回答が出てくるのか、3億でやるって道警本部は権限を持っているのですか。道の財政当局がお金がないと言っているところにそれがあつたら、もっと早く条件は明示してくるはずですよ。それがないというのは、財源的な裏づけがないということなのです。とりあえず話をまとめていて、将来財政的な財源がみついたら、どうやるかという段階だと、私は道のほうの考え方、道警のほうはそういう感触を持ってございます。だから、何ぼ詰めても、その話は変わるのでないかと、1回目と2回目ではちょっと話が変わってましたから。だから、条件闘争する気は私はない。どっちかという、私はこの手順ではっきりこれを潰そうと、議会のみんなも一緒になって潰そうとなると、私はそういう質問が来ると思っていましたから、中身を聞いて条件闘争するなんていう考えははっきり言って私はございません。それに入っていくとどんどん深みにはまるだけで、そういうところと話続けても。だから、2回目で私は見切りをつけていくと、それを再三お話ししていたつもりでございます。

それから、住民説明会、私のほうから町内会連合会に説明に入ってくれと、警察協議会とかそういうところでなく、本当にやってくれと、ほかの県はアンケートをとっているではないかと。返事しませんでした。恐らくそこで袋だたきになるのを嫌がるのだと思います。そういう組織では恐らくないのだと思います。それをうちが心配して、耐震化だの改築というより、本来道としては建物を、砂川市でもどこの市町村でも古くても学校はみんな耐震してきた。それは、当然の責務だからです。治安を守るところが真っ先に壊れるなんていうのは、それをこっちが何とかしろではなくて、道が考えるべきなのです。何で向

この土俵に乗って行ってそういう言い方をされるのか、私は聞いていてどうも理解できなくて、小黒議員からは市長、頑張れ、反対で我々もやるから、一緒に頑張ろう、そういう質問が来ると思っておりましたので、これで終わらせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 先ほどの答弁で平成14年まで警察署の改築要望をしており、それ以降耐震化の要望をしていると言いましたけれども、要望ではなくて、耐震化の考えで要望はしておりませんけれども、そういう考えを表明していたと。そのうち道警のほうでは砂川警察署の耐震化の実施設計を26年度に行いまして、その結果、今の建物は木造と議員さん言われましたけれども、RCでございます。そのRCの構造物に壁の補強等をして、土台あるいは地盤が弱いというような結果から、根本的にもう一回見直さなければいけないというようなことで、今年度に入って実施設計ではなく再度仕切り直しというような位置づけになっているということで聞いているところでございます。

それから、道議の先生にもご相談をというようなお話でございましたけれども、既に地元の道議、関係する道議にはお話し申し上げておりますし、署名運動等において道警に行く段階でご同行も願いたいというようなお話をさせていただいているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 どこまで言ったらいいかわからないですけども、私も私なりに調査しているので、違う話が1点、2点というところであるのはあるのです。それは今ここでお話をするときではないというふうには思っているのですけれども、ただ運動論を私は今話をしていて、つまり反対をしていくことはいいのですけれども、反対した末に何を求めるのか、どうしてほしいのかということはやっぱりあるべきだと思うのです。今市長は、そんなもの道の施設なのだから、こっちがどうのこうの言うことではないのだと、それは道がどうにかするということだというふうなお話をしていらっしゃるけれども、では今まで何のために陳情してきましたかということなのです。こうしてほしいというのを言ってきたわけです。こうしてほしいというものを市長は何も持たずに、ただこの統合を潰せと言っているだけだったら、先の展望ないではないですか。そんなことでいいのですかと私は言いたいのです。やるのなら、建てかえしろと言えばいいではないですか。こんな中途半端な統合ではなくて、しっかり建てかえしろと言えばいいのではないですか。それあわせて闘うときのセットではないですか。それも言わずに、ただ反対するだけ。

僕は、小学校の統合のときを体験しているのです。結果的に行政ってみんな同じやり方すると思うのですけれども、もめているところとか、なかなか賛成してくれないところというのは、大体後回しにするのです。では、早くまとまったところからどんどん建てていこうと。私の調査によれば、50年以上たった警察署というのは8署あるらしいのです。その中にももちろん滝川も砂川も含まれているのですけれども、もう10年たつと、さらに19署が、建てかえが必要になる50年以上になる建物になるのだそうです。道警として

は、たくさん建てかえるところがあるわけです。だったら、中央小学校が北光小学校より話し合いは先で、順序は本当は先だったのだけれども、なかなかまとまらなかったのも、北光小学校が先に改築となったのですけれども、そんなような同じ結果がこの問題で起こってきはないのかというふうに思うのです。

その後のことは知らない、市長、それは幾ら何でもこのまちのトップとしては無責任ではないですか。自分のこの運動にかけていくこの思いの中で、その先の展望もこの議会で話していただかないと、反対署名活動を道に向かってやっていくというのは相当な力が必要です。それをちゃんと方向を示していただきたい。方向性があれば、私だってそんなごちゃごちゃ言わないのです。ただ、はっきりしないことが多過ぎるからこそ、この議会ではっきりさせて、市民も一緒にいかなければならない。今道警のほうは住民説明会になんか入らないのではないかというお話だったと思うのですけれども、町内会単位で入ってもらうように私言いますか。何でそういう動きもしないのでしょうか。みんな想像の世界で、やらないだろうと、どこからそういう根拠が生まれてくるのかなと思うのです。町内会単位での説明会というのは市長は別に全然否定するものではないのですよね、道警がそういうことをやるということは。ここもお伺いしたいのですけれども、とにかく反対の強力な運動をした後、何を残そうとするのか、最後にこの1点でいいのですけれども、市長のその展望を聞きたいのです。運動は運動でいいです。ただ、潰した後どうするのか、ぜひお聞かせください。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 どうも小黒議員は1点だけ捉えて過剰に反応するみたいですがけれども、私は2回目の話のときにちゃんと説明会を市民のところに、町内会連合会というのがございますから、そこに入ってくださいということは言っております。ただ、向こうが入る意思が見えなかったと、それを正直に申し上げただけで、それ以上の先は想像の段階ですから。

それと、この後展望をどうするのだ。道の施設に対して私が展望を持つというのは難しいのです。ただ、建てかえをするよう話の中では私は言っています。耐震化だったけれども、そういう話をするのなら建てかえしなさいと。ただ、それは相手がある話で、砂川市の施設でないですから、それが言うだけ言ったからといって進むものではないという、そういう根本のことを私は言っているだけで、向こうに裁量権があるのかといたら、持っているのは道警本部ではなくて北海道のほうの財政当局が持っているという現実も知っているものですから、こういうふうにお話ししているだけで、持っていないところにそういう話はします。するけれども、あとはそれを持ち帰って本部でどう判断して、それが財政当局にどう行くのかといたら、その過程が、向こうからも裁量権を与えられないのに新しいものを建てると言ったとしても、それは根拠あるものなのかどうかははっきりしないということを私1回目ここで申し上げたつもりですがけれども、展望を持つと言っても、砂



川市長の展望としては建てかえてくださいですよ、本来は。統合しないで、建てかえてください。今までなんで空知をこんなに長いこと建てかえしないでほっといたのですか、ほっといたツケが統合にきているというのが私の持論ですから、治安を守るためには建てかえてくださいと。

だけれども、それは言うことは自由です。現実には私は行政屋ですから、中身はわかりますけれども、財源の裏づけを持っていない道警本部のほうが説明に来て、向こうが回答できるだけのものを持っていないところに、私はもともと予算づけがないからおかしいのではないかと、どうして統合の話が今出てくるのですか、そこが私が道警本部に言っていることなのです。だけれども、それは平行線で、これ以上やっても中身は向こうは出てこないと判断したから、町内会連合会なり商工会議所なり道議も巻き込んで、みんなの中で署名を持って行って一斉に言って、ちゃんとそれを道警本部に話す。道筋はまずそこなのです。条件闘争の中に入っていても、それは道を巻き込んできて財政当局も入れて、予算措置をするとか、しないとかと入って行ってはまずいのです。恐らく回答も出てこないと思う。小黒議員は行政のシステムがわかっていないから、首をひねっていますけれども、そういうものなのです。それは無理です。

だから、私はここでとりあえず統合の話は一回消さなければならないと。消えるかどうかはわかりません。自信があるのかと言われたって、相手があるのですから、100%どうなるかというのは誰も言えないことだけれども、そこでわからないからとひるむのではなく、みんなで一緒に行って何とかこの話をなくそうと、そういう特別行政報告です。その仮定の話の中で、どうなるのか、市長は将来自信あるのか、そんな話ではないです。私もわかりません。道警もわからないと思いますよ、予算の裏づけがないのですから。そういうところでお互いに話をしてもどうにもならないから、もういいですと、これからは町内会に入って動きます。商工会議所も入っていきますで、話はいろんな話を小黒議員もいろいろ聞いていると思うのです。それが根拠があったり予算の裏づけあっても話なのかといったら、誰もわからない世界なのです。仮定の話で論議したって、建物以外のシステムの中ではいろいろできるかもしれないです。だけれども、統合してしまうということは、こっちのほうの人が行ってしまっ、人数がふえないような形で、本当に従来どおり治安というのができるのですかというところを私は言っているわけだから、そここのところと一緒に一回とりあえずはこれは消して、それからまた話があるのだったら、それは抜きにして全体像を示したらいいのではないですか。ここだけでなく北海道全体どうなっているのですか、ほかの県はみんな計画書をつくって配っているではないですか、そしてアンケートもとっている。その中でコンセンサスを得ながら進めているのに、何でそれが公表もされず、こそと市町村に来てそういう話だけをしてくるのだと入り口論で私言っているわけです。手続をちゃんと踏んでいけば、こうはなっていないのです。お示しもできるし、そんなことはみんなで次の砂川警察署はどうなるのだ、それでいいではないですか。

そうっていないから、こうなっているとっている。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長 善岡雅文君 それは、相手があるから、言ったからってならないと言っているでしょう。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の質疑は休憩後に行います。  
10分間休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の質疑を許します。

○武田圭介議員 (登壇) おはようございます。それでは、特別行政報告に対する質疑を行います。

砂川市にとっても大変重要な問題でもありますので、他の議員の質疑と項目は同じでも角度を変えて伺いますので、繰り返しになる場合でも答弁をいただきたいと思います。今ほどお二人の議員の質疑もありましたが、7月25日に、北海道内に大きな影響を与える北海道新聞の1面に、砂川警察署を含め、道内の5つの警察署の統廃合案が示されているという報道がなされました。新聞記事では、砂川警察署は滝川警察署の分署化にするという方針であるということが報じられていました。住民代表であるはずの我々議員にとっても、前ぶれもなく突然出てきた話であり、青天のへきれきというか、余りに唐突な報道内容であり、非常に驚いたところでもあります。今ほどの特別行政報告の中では、これらが全くの誤報ではなく、そういう話を警察本部からいただいた事実があるということがわかりました。市長の考えについては、さきのお二人の議員の質疑でも明らかになったことではありますが、再度何点かお伺いいたします。

まず、1点目は、繰り返しになりますが、余りにも唐突な話であるということは誰しもが思っていることでもあります。公にしないという話の中で、新聞報道が先行し、特に外からはうかがい知れないので、くどいようですが、本当にこの報告にあったように6月5日に警察本部から幹部が来る前に市長を初め砂川市に何らかのニュアンスというか、示唆はなかったのか。

次に、2点目として、今回このような形でこの問題が表に出ましたが、報道されなければ、我々は認識することはありませんでした。これが顕在化される前、警察本部から幹部が説明に各自治体を水面下で回っていた時期に、砂川市だけではなく他の統廃合で吸収される側の自治体との間で情報交換等が行われていたのかどうかについてはいかがでしょうか。また、この問題が明るみになった今、今後はどのように該当する自治体などと連携や情報交換をとっていくのか。

3点目として、今回の提案が正式なものであるのか、それとも別の何らかの意図がある

ものなのかわかりませんが、砂川市や近隣自治体の捉え方がどのような認識なのか、つまり通常この種のもは計画案などが示され、周到な準備のもとに当該自治体などに根回しがかかることがあると聞かれますが、今回の件はとてそのようには思えません。ゆえに、警察の真意を私ははかりかねますが、実際に警察幹部と接触されている市長や他の自治体の首長は今現在はどういう認識でいるのか。

4点目として、報道や報告で明らかにされた統廃合に向けての警察の説明には、私自身疑問や全く理解に苦しむところがあります。報告やさきの質疑の中では、砂川市の立場としては反対ということをお話されていると伺いました。しかしながら、一方で警察は、他の統廃合予定自治体への訪問を反対の有無を問わず相変わらず続けているとも聞きます。現在までに警察幹部と会っているのは、砂川市においては市長や副市長の限られた者だけですが、警察が話をする上で住民との対話は欠かせません。警察行政は、市長もかねがねおっしゃっているように、自治体が代替を担える性質のものではないからです。そうであるならば、住民との対話は丁寧に行わなければなりません。決して警察と密接な関係にある団体だけではなく、あらゆる団体との対話を通じて民主的な警察としての手続を示してほしいと思っております。市長や副市長ばかりではなく、住民代表が集うこの砂川市議会にこそ担当がやってきて、説明と意見交換をすべきです。こういうことは、正式に決まってから動いているのは時期を失することにもつながりかねません。うわさの域で動きが何もなければ、一々反応はいたしません、さきにも述べましたように、既に水面下でいろいろと動きがあり、私の調査によれば今回の件についてもさまざまな関係各所に根回しらしきようなものがあつたということも仄聞しています。まだこれだけ不確定要素が強い中で、警察がどこまで住民説明をするのかということがはっきりしていませんが、今述べましたことも含めて住民に対してしっかり説明責任を果たす考えを警察が持っているのかどうかということをお警察から伺っているのか伺います。

5点目として、これらの話がどんどんと進んでいった場合の対応ですが、砂川市を含む吸収されるとされる当該自治体は、先頭に立って統一的に大きな声を上げて反対運動を展開していくための取り組みが必要となってくると思います。今の段階ですべきことと物事が今後どのように進展するかで対応も変わってくると思いますが、いずれにせよ一自治体にとどまらず、住民、諸団体などと大きなうねりをつくっていかねばなりません。この報告を踏まえて、運動の展開の仕方や進め方を近隣市町ともしっかり歩調を合わせていかなければならないと考えていますが、今の段階の考えはどのようなものか。

6点目として、この特別行政報告でなされた報告内容とは全く異なった砂川市にとって吉報となるような報告が、今後入ってくるような結末を迎えてほしいと思っております。今回のような形以外でも、随時直接市民の皆さんの目に情報が入るような発信のあり方も一つの運動としては必要だと思っております。そのためには、報告のあり方も議会にだけ随時ではなく、市の広報など直接市民に訴えかけていくことが大切であると思っておりますが、

市長の見解を伺います。

以上のことをお伺いいたしまして、演壇からの質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 6点ほど質疑がございましたので、順次ご答弁を申し上げます。

まず、6月5日に来る前に事前に話はなかったのかということでございます。これについては、5月28日に砂川警察署のほうから、道警本部で砂川市のほうに説明に来たいというアポ取りだけの接点しかございませんでした。そういった関係で、事前に統廃合についてという説明等は一切ないというのが実態でございます。

次に、2点目でございます他自治体との情報交換はどうなっているのかということでございますが、砂川市の場合の統廃合については庁舎の問題が絡むものというふうに判断しておりまして、他の警察署の統合とはちょっと違うのだろうというようなところで、特に調整、情報交換等を行っていないところでありますが、8月25日に三笠市の副市長が来られ、署名を進めていくのだというお話が示されましたので、今三笠市とはどういう状況なのかということは情報交換しながら進めているところであります。

次に、他の首長の認識はということでございますが、既に新聞で各首長のコメントは掲載されているとおりであります。私の段階としましては3町の副町長と今後の対応等について情報交換しているところでありますけれども、本署機能が滝川に移ることになりますと手薄になるだろうという懸念で私たちも一致しておりますし、副市町長から聞いている話では首長ともそういうことで考えは一致しているということでありますから、各首長の認識については反対ということで変わりはないものと思っております。

それから、4点目に住民説明等の考えを警察は持っているのかということでありますが、これについては先ほどもご答弁しました8月10日に会ったときには警察関係だけの説明みたいなニュアンスで受けとめましたので、そうではなくて町内会長等に説明してくださいということで要望は市長のほうからもいたしました。そういった団体があるのですかというようなことで、明確にわかりましたということにはなっておりませんが、ただ町内会連合会等について、それはそういうのがあれば考えていきたいみたいな状況でありました。ただ、既に先ほどお話ししました9月4日に警察署協議会というところにもう既に入ってきておりますから、その後の動きが住民説明会に入るときには道警のほうから前もってご相談というか、連絡いたしますという状況になっておりますので、それについては確認はとれておりませんが、本当にするのかどうかという点については不明な状況であります。

次に、5点目の運動の展開、進め方という近隣市町との歩調というようなお話でありましたが、既に8月5日の時点でまず署名運動等についてうちと同じような体制にあるのか

どうなのかということで3町の副町長方と調整をいたしました。今後の対応として署名活動が可能なものかどうか、首長さんともちょっと調整してくださいということで8月上旬に投げかけをしたところであります。その後8月10日に道警幹部と会った結果、考え方は何も変わっていないというような状況から、その状況をお伝えし、今後署名運動が濃厚になっていくだろうというようなことで調整をしております、それを踏まえて道警本部へ要請に行きましょうということで調整を終わっているところでございます。

それから、市民への広報など直接訴える場ということでありましたが、今回の場合唐突に口頭で統合の考えが示されまして、書面にはなっていないという状況から、確たる資料もなく、広報で周知するとなると結構時間もかかると、ただ物事は動いている状況から、今回の場合についてはすぐ町内会長を集めて経過を説明して、署名等の対応をしていこうというふうに考えておりますので、ただその広報のあり方についてはタイムリーなときでないといけないだろうというふうには理解はしておりますけれども、今後そういったふうに広報で示していけるというような状況があるとすれば、それは考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今ほど先ほどのお二人の議員と同じように答弁をいただきましたけれども、正直相手の話なので、今ここで片方の当事者である砂川市の見解を聞いてもなかなかわからない。それに、我々は直接警察と交渉するすべというのは今持っているわけはありません。今までお二人の議員が言われたように、警察というものはこの地域にとっても防犯、交通安全の拠点としても大切なものです。私は今回6月の大きな事故の後に一般質問でも交通安全対策について触れましたけれども、あそこに道警の、あそこには宮川のところでしたけれども、道警の交通機動隊、あの分駐所もいつの間にか知らないうちになくなっていた。今回は警察署ですから、分駐所とは全然重みが違います。警察署の場合には道議会の条例を変更しなければ通りませんので、こういった施設をなくすとか統廃合するといったようなことについては、地域住民を巻き込んでの議論というものは多くなっていくべきものだと思うのですが、出てきている情報が、先ほど副市長が何度もご説明されている、そのとおりだと思いますけれども、口頭でという話なので。何も物証として証拠に残るものがない。証拠に残るものもない中でこのような重要な話を該当する自治体におろしてくるというのも大変失礼な話でもありますけれども、まずもって何が本当に正確な情報で、道警の方針が本当の心はどこにあるのかというのが私にはよくわからないわけです。これは、実際に対応されている市長や副市長も全く同じような気持ちで、統廃合するから協力してくださいと言われて、はい、そうですと言う首長がいたとしたら、私は失格だと思いますし、当然そのようなことにはなっていないというふうなお話もいただきました。

しかし、表にはなっていないけれども、今新聞で表になりましたけれども、実質的には公の

文書で示されているわけではありませんから、表になっているとは言いがたいのかもしれませんが、そのような中で警察は一方で周りの外堀を埋めるかのごとく、ほかの統合対象の自治体やその警察協議会、あるいは警察の友好団体等に対する説明を始めているという。砂川に関しては、ややこしいというか、抵抗が強そうだから、そこには後回しにしておこうという心理が働いているのかもしれませんが、こういったようなものはいろんな考え方があると思います。いろんな考え方があると思いますが、今ほど質疑でも言いましたように、計画案として正式に顕在化してからそれを撤回させるということは非常に困難になっていきます。計画案として出てくるということは、市長も先ほど答弁でおっしゃられていましたけれども、予算の裏づけというものが明らかになるということですから、できればその前に話がなくなってほしいというふうに思っております。それは、いろんなやり方があると思いますが、これも市長も何度もおっしゃっているように、警察行政というものはこの市役所の職員がその代替を担えるわけではありません。そういったような治安の維持や交通安全といったようなことを中心に備えていくために公安行政というものがあって、都道府県単位で担われているわけですから、これはお金を持っている北海道や警察全体を統括する公安委員会、そういったようなところがしっかりと計画を練り上げて入ってきたときに、まともにテーブルの上で交渉すべきだと思っています。しかし、全くわからないような水面下での動きというものは現実には進行しているわけでありまして、この動きをこのまま見過ごしているとどこかの時点で何か一つの合意とか承認を得られたことをもってして、それが砂川市全体の合意であると受け取られても困るわけです。だからこそ、住民にとって大切な施設である警察署、この警察署を砂川の地から絶対なくさないのだと。砂川市だけではありません。1市3町ですから、近隣の3町を含めて広大な面積、それから多大な人口を管轄する警察署でもあります。これが市長のおっしゃられるように道警全体の計画の中で出てきた話であれば、我々もまだテーブルに着く余地があるのかなというふうに思いますけれども、そういったようなことがない中でどんどん話だけが先行していると。私は、住民にとっても今一体物事がどういうふうに進んでいるのかということが全く見えないわけです。

今回議会でこのように特別行政報告という形で市長がしてくれましたけれども、こういったような流動的な事実というものは普通は特別行政報告のようなものになじまないのかもしれない。特別行政報告というのは、過去にもありましたけれども、ある程度確定した事実や物事が終結した段階での報告というものがありましたので、これは極めて異例な特別行政報告だと思っていますけれども、それだけに砂川市にとっての重要な問題だと思っています。だからこそ、先ほど副市長は今の段階では広報のあり方も、しなければならぬというのは理解するけれども、出す何物もないというお話でしたけれども、今報道でわかっている事実だけでも改めて市の広報で住民の皆さんにお知らせするというのも私は一つの方法であると思います。というのは、新聞には大きく取り上げられましたが、実は

お祭りとかいろんなところを通じてまちの方に伺ってみると、警察署の問題を認識されている方はまださほどいらっしゃらない。皆さんは何か砂川ではないようなお話をされる方もいらっしゃるのですけれども、この問題が本当に大きな火となって正式な計画案として出てきたときには、これを撤回させるのは幾ら地元選出の道議がいても難しい話になっていきます。交渉のチャンネルというのを閉ざすということはしてほしくはないのですけれども、一方で警察が水面下でそのように外堀を埋めていくような活動をしていくのであれば、我々も住民の皆さんとともに、今こういう話を持ってこられても断固として砂川市はそれを受けるわけにはいかないと。道警の計画にも矛盾があるし、十分な論理が構成されていないというようなことを白日のもとにさらして、まずは一旦引っ込めさせる。先ほど小黒議員の質疑の中でも庁舎はどうするのだというお話もありましたけれども、これは人の考え方それぞれですが、私は今こういうふうに幽霊話のように出ていることをまず完全に消し去ることが優先すべきことだと思っておりますので、まずは建てかえ云々とかの話よりも統合とかという話を関係する自治体や民間団体等々を含めて徹底的に闘ってほしいし、潰していったほしいというふうに思っているのです。

ここでの質疑としては、市長の決意とか考えということをお伺いしたいのですけれども、それと別に、先ほど来副市長のほうから9月4日に警察協議会なるものが開かれている。これ全道69警察署に必ず置かれている。警察法において置かなければならない機関でありますけれども、この警察協議会でどうやら統廃合についての説明があったらしいというお話もありました。私はこの近隣や統合対象になっている警察署の警察協議会の会議録を見てみましたけれども、どこにも吸収する側も吸収される側も説明が出てきていない。砂川警察署に至っては、平成27年の警察協議会は6月に開会されますけれども、6月の議事録が通常は1カ月後にアップされるのにアップされていない。ほかの統合対象の警察署、沼田とか夕張とかは全部インターネット上で見られるような状態になっています。そういったような、情報隠しとまでは言いませんけれども、地元の警察はいろいろ事件があって忙しかったのだと思います。しかしながら、そういうような情報の発し方をしていると、やはり警察に対して我々は不信を抱かざるを得ないということでもあります。ですので、市長、副市長はこれからも警察の幹部の方と会われると思いますけれども、直接説明に来ていただくのが一番ベストな形ではありますが、それができないのであれば、せめて会議録等はほかの警察署と同じように公開していただきたい。それがたとえ統廃合のことが載っていないとしてもです。そういったような情報の出し方とか説明の仕方というのを避けていては、警察も地域住民から信用されないと思います。お互いにとって対立の火種を大きくするというは、何のメリットもないわけです。できればここは話し合いで解決したいし、警察にとっても治安力の向上や、それから交通安全対策ということで砂川に拠点を置くということは決して悪い話ではないと私は思います。ですので、これからいろんな署名活動等を通じて道警本部にも参られるということではありますが、それはそのときには

決してけんか別れすることなく、今の段階で警察がそういう話を持ってきても、地域住民は納得するような情報もないし、そもそもが説明を受けていないと、警察の友好団体である警察OBの友の会あるいは警察協議会みたいなところで住民説明会を開きました、では地元は納得しないということ、これは相手が嫌になるぐらいしつこく言い続けてほしいと思います。

ですので、私が今ちょっと考えていることは、どうしても6月の大きな事故のことを考えてしまっていて、今言葉が詰まりましたけれども、砂川が田舎だから大きな事件や事故がないというようなことはないのです。これは、どんな大都会であっても田舎であっても、いつ何どき事件や事故が起きるかというのはわからないですし、本当に悔しいのです。道警の交通機動隊の庁舎が知らないうちになくなった。確かに砂川市には、道警本部直轄なので連絡は来なかったのかもしれませんが、日常見ていればわかることですから、たまたま私はそのとき議員ではありませんでしたけれども、議員になってから気づいたときにはもう手おくれでした。それから、警察署の話というのと重なる話がもう一つあって、砂川高等学校の建てかえの話でありました。あれも道に何回もお願いをした結果、結局は無理だった。道警の警察署の問題も、繰り返しになって申しわけないのですけれども、表に出てきた段階ではもうどうにもならないと思うのです。なので、今できることが市民として、それから我々も議会としてできることが何があるのかということ突き詰めて考えたときに、我々のもとにも警察幹部が説明には来ていませんし、お話をするというようなことも市長を通じてぜひとも投げかけていただきたいと思いますが、それでも来なかったら、別の手段でアピールするしかない。これも各議員の見解は異なるかもしれませんが、その中で私は一番裁量の策というのは今は署名活動なのかなというふうには思っております。それが早いという考え方も確かにあります。しかし、これが本当に、何度も言いますが、顕在化して正式なものになったときには、もうその時点でほぼ撤回させることは不可能になっていきます。ですので、このことについてはしっかりと砂川市も考えているということに関係団体と、それから町内会と一般市民の方を巻き込んで、もちろん我々議員も先頭に立って活動しますけれども、市長として、今言った質疑にはなっていないかもしれませんが、市長としての決意を再度お伺いしたいのと、広報のあり方、それから警察の情報公開のあり方等も含めて市長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 武田議員の言われるとおりかというふうに聞いておりました。副市長が報告したとおり、8月に警察協議会に入っているということで、2回の会合を持って、これ以上中身の話をしても新たなものが出てくる要素は少ないというふうに判断しましたので、水面下でもこれでやるのは無理と、もう出てこない、そう判断いたしましたので、私は議会にも特別行政報告をさせていただき、それで市民の間にも入って



いって、皆さんの理解を得ながら署名活動をして、そして市長、議会、議長、それから住民団体、または商工会議所等々に声をかけながら、署名等に一緒に行って道警に反対の要請活動をしていきたいと。それは、これ以上もうおくらせることはできないと、そんな思いでございます。道警としてもこれ以上は、予算の問題も絡んでくるとその権限は持っていないですから、明確な回答は恐らくできないのだろうというふうに思っているところでもございます。

それから、再三余り過激にけんかをしないでほしいというのは、私も同じでございます。道警自体とけんかする気はございません。穏やかに理論的に相手に回答を求めているのですけれども、なかなか明確な回答はしてくれなかったり、言うことが1回目と2回目で変わったりする分野もあるので、裁量権をそんなに持たないで何とか同意を求めようとしてきたのかなと、そんな感触でもございますけれども、統合の話は別としても、交通安全とかいろんな問題で警察との連携をとってやっていかなければならない分野が結構多いものですから、過激にけんかしようという考えはもともと私にはございません。

それから、広報の関係も、副町長に今聞きますと住民説明会にもう入ってしまって、広報のタイミングがちょっとずれてしまうので、どうなのかなとありますけれども、それらも踏まえて広報のあり方は検討させていただきたいと。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今市長からも改めて決意をいただきましたけれども、この種のものというのはこれをここまでやったからそれで成功するというようなことはないわけです。相手のある話でもありますから、自分たちが絶対正しいというわけでもないでしょうし、相手には相手の言い分があると思っております。今は、今とり得る最善の、または最善と思われることを市民と、それから関係団体と行政が一体となって取り組んでいくべきだと思います。その次のステップとして、我々議員も地方政治家ではありますけれども、先ほど申しましたように砂川警察署というのは道の条例事項等でもありますから、そのときには北海道議会議員の先生方といったような方々とも連携をしていかなければならない。本当にもし警察も腹をくくってこれを正式な計画案として上げてくるのだと、今は財政の裏づけがないのだけれども、将来的に北海道の財政当局とも協議をしながら進めていくのだという覚悟でくるのであれば、こちらもそれ相応の覚悟で闘っていかなければならない。その場合には、管内選出の道議とは言わずに、北海道議会議員、ほかにもいろいろな我々もつてがありますし、市長もいろいろなつてがあるでしょう。なぜ砂川がこういうような形で警察署がなくなるのか、そうではなく、北海道の公安行政全体を捉えた中での再編というようなことをいま一度考えるべきではないかというようなことを逆提案するぐらいの覚悟で交渉に当たっていただきたいと思いますというふうに思っております。

最後は質疑というよりも意見みたいな形で終わりましたけれども、この問題というのは

今がまだ始まりで、この始まりの火の小さなうちに、まだ煙となってくすぶっているうちに何とか解決してほしいと思っておりますので、市長以下行政機関の皆さんにおかれましてはしっかりと交渉をしていただきたいと思いますし、情報に関しては先ほど私が登壇して言いましたように議会にだけ随時情報がおりてくるわけではなく、諸団体や一般市民の方にも確定した事実は早期に手に入るようにしていただきたいと思いますというようなことを要望として申し上げて、質疑を終わります

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で市長特別行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

4ページ、総務部市長公室課の関係では、1点目の名誉市民、故菊谷勝利氏の市葬について、7月9日、7月5日に逝去されました故菊谷勝利氏の市葬をとり行い、管内市町長や市民など約320人の参列をいただいたところであります。

次に、2点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5月29日まで受け付けたところ、87町内会のうち83町内会より申請があったところであります。

次に、3点目の市民活動等入門講座の開催について、7月3日・17日・24日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全3回の「市民活動等入門講座」を開催したところであります。講座では、講師からの講話のほか、まちづくりや市の魅力再発見等をテーマにワークショップを実施し、受講者19人、延べ44人の参加があったところであります。

次に、5ページ、政策調整課の関係では、2点目の中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会について、8月28日、平成27年度第1回懇談会を開催し、これまでの取り組み経過と今後の進め方、協定項目の推進状況及び委員意見等の検討状況、中空知定住自立圏共生ビジョン改定案について協議をしたところであります。

次に、6点目の砂川SAスマートインターチェンジ開通について、8月8日、砂川市ふるさと活性化プラザにおいて開通式をとり行い、106名の出席があったところであります。

す。また、同日13時に道央自動車道砂川SAスマートインターチェンジが開通いたしました。

次に、6ページ、7点目のETC車載器搭載促進補助金について、6月から7月までの交付件数及び交付金額は、22件、10万3,900円を交付したところであります。

次に、8点目のすながわ出会い創出支援協議会について、7月9日、独身男女の出会いの場を創出する団体を支援することで砂川市への定住促進や結婚対策を推進し、地域の活性化を図ることを目的とするすながわ出会い創出支援協議会の設立総会を開催し、会長及び副会長の選出後、今後の活動等について協議したところであります。

次に、9点目の地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定に係る関係団体との懇談会について、8月11日から地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たり、地域の皆様から幅広く意見を伺うため、記載のとおり市内関係団体と懇談会を実施しているところであります。

次に、11点目の平成27年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税額は41億8,752万4,000円で前年比2.4%の増と決定し、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても45億6,955万2,000円で前年比1.6%の増となったところであります。

次に、8ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、7月15日、砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動を市内の団体、個人など390人の参加により実施したところであります。また、7月15日から30日の間、市内飲食店等117店に対し、飲酒運転撲滅のためのポスター等を配布したところであります。

次に、14ページ、経済部商工労働観光課の関係では、6点目の観光宣伝活動について、(1)北海道ガーデンショーの関係では、7月24日から26日まで、北海道ガーデンショー2015大雪実行委員会主催イベント「北海道ガーデンショー2015」のメイン会場である上川郡上川町の大雪森のガーデンにおいて、商工労働観光課、地域おこし協力隊員及び砂川ポークチャップ協議会とともに「砂川ポークチャップ」を販売し、砂川市及び地元産品のPR活動を行ったところであります。

(2)THEサッポロビヤガーデンの関係では、8月11日、サッポロビール北海道本社主催イベント「THEサッポロビヤガーデンふるさと応援PRステージ」が札幌市大通公園内会場において行われ、商工労働観光課及び地域おこし協力隊員が砂川ポークチャップ協議会のマスコットキャラクター「すながわポークチャップリン」とともに出演し、砂川市及び地元産品のPR活動を行ったところであります。

次に、7点目のまちなか集客施設SUBACOについて、8月9日、空き店舗を活用し、巨大シャッターに絵を描く「シャッターアート」が完成し、同日に開催された公開セレモニーにおいて市民による投票で選ばれたデザインの考案者に記念品が贈呈されたところで

あります。なお、デザインは98案の応募があり、総投票数は810票でありました。

次に、8点目の砂川SAスマートインターチェンジ開通に伴う事業について、(1)インフォメーションコーナー看板の設置及びPR映像の放映の関係では、8月6日、砂川市のPRを目的として、砂川ハイウェイオアシス館のインフォメーションコーナーにおいて砂川を紹介する看板を設置するとともに、PR映像の放映を開始したところであります。

次に、15ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、各農作物はおおむね順調に生育しておりますが、トマトにつきましては8月20日以降の気温低下により着色が進まず、出荷量が減っており、病気の発生も見られるところであります。

次に、19ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の6月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は9件、239万4,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は13件、652万3,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は3件、44万4,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は1件、30万円をそれぞれ交付したところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第5 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第5、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会についてであります。7月23日、滝川市において公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、道教委が9月に策定する平成28年度から30年度までの公立高校の配置計画の計画案について説明が行われました。この計画案では、空知北学区内において、平成27年度に2次募集後学級減となった砂川高等学校の平成28年度から計画変更による学級増、学科は検討中ではありますが、平成30年度から滝川西高等学校の学級減が示されており、平成31年度から34年度までの間においては4年間で3から4学級相当の調整、欠員の状況やこれまでの調整を考慮し、再編整備や学校・学科の配置のあり方を含めた定員調整の検討、滝川市内及び深川市内において再編を含めた定員調整の検討、欠員が40人以上生じている学校について学科の見直しや定員調整などについて検討、小規模校について中卒者数や欠員の状況を考慮し、学級減や再編整備を含め、そのあり方の検討が必要であるとの説明がありました。

なお、9月1日に道教委において決定し、同日公表された平成28年度から30年度までの公立高等学校配置計画における空知北学区高校配置計画は、7月23日開催の協議会

での説明と同様の内容で決定されました。

2ページをごらんいただきます。3点目の「いじめの状況等に関する調査」結果についてであります。市内小中学校の全児童生徒を対象にして「いじめの状況等に関する調査」を6月1日から6月12日にかけて実施いたしました。調査票の回収率は99.9%であり、この調査結果に基づき児童生徒の聞き取り等を行い、いじめと認知したものは小学校がゼロ件、中学校が3件、合計3件で、学校において指導を行った結果、いずれも解消されている状況であります。

続きまして、社会教育課所管について申し上げます。1点目の生涯学習市民の集い「いってみよう！やってみよう！2015」についてであります。6月27日、公民館において社会教育委員の会議が主催する「生涯学習市民の集い」を市民など360名の参加を得て開催いたしました。当日は、北海道三井化学、三共建具工業、滝川錬成会、沼田町化石館、砂川地区広域消防組合、ネイバル砂川、公民館グループ・サークル、百人一首サーター、図書館ボランティア、地域おこし協力隊などの協力を得て、参加者は化学実験、木工、化石発掘、ソープアート、絵手紙、百人一首、キーホルダーなど多彩な体験活動を行いました。

3ページをごらんいただきます。図書館所管について申し上げます。1点目の青空図書館についてであります。7月31日、地域交流センターゆう（子どもゾーン）において子供の読書活動の推進を目的に、親子など67名の参加を得て実施いたしました。当日は、子ども読書活動ボランティアや、ゆう子どもゾーンボランティア等の協力のもと、絵本の読み聞かせを初め、新聞紙を使った工作やゲームなどを行いました。

続きまして、スポーツ振興課について申し上げます。4ページをごらんいただきます。2点目の第28回アメニティ・タウンすながわマラソン大会についてであります。6月28日、北海道子どもの国周辺地域で種目別に実施いたしました。参加者数は10キロメートルが165名、5キロメートルが109名、3キロメートルが43名、親子ペアが36組の72名で、合計389名でありました。なお、地域別の参加者数は、市内75名のほか、道内314名でありました。

以上を申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 議案第5号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6 議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第6、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を  
廃止する条例の制定について、議案第6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条  
例の制定について、議案第8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、  
議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について、議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算、議案第2  
号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成27年度砂川  
市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算の  
8件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 古木信繁君 (登壇) 議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条  
例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

廃止の理由であります。空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴  
い、本条例を廃止しようとするものであります。

このことに関しまして、条例制定の経過を含め、若干ご説明を加えさせていただきます。  
砂川市空き家等の適正管理に関する条例は、管理不全な空き家の対策としてその対策や手  
続を定め、安全で安心な暮らしの確保及び生活環境の保全を図ることを目的として平成2  
6年4月1日から施行したものであります。かねてから整備が望まれていた空家等対策  
の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面施行となり、その目的、定義、措置な  
どが条例とほぼ重複していることから、今後の空き家対策を法に基づき進めるため、本条  
例を廃止しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市空き家等の適正管理に関する条例を  
廃止する条例。砂川市空き家等の適正管理に関する条例は、廃止するものであります。

附則として、この条例は、平成27年10月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部

を次のように改正するものであり、別表中、空き家等審議会委員の項を削除するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私のほうから議案第6号、議案第7号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な規定を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、本年10月から国民一人一人に個人番号が付番、通知され、平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。番号法第31条において、地方公共団体に対し、特定個人情報の適正な取り扱いの確保について番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう定めていることから、条例の規定において整合を図るため、改正をするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正であります。

第2条は、定義の定めであり、第4号として、特定個人情報を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第5号として、保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの(公文書に記録されているものに限る。)をいうを加えるものであります。

第6条は、利用及び提供の制限の定めであり、目的を超えた個人情報の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加えるものであります。

第6条の2は、保有特定個人情報の利用の制限の定めであり、第1項として、実施機関は第5条第1項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

第2項として、前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保

護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができるを加えるものであります。

第6条の3は、保有特定個人情報の提供の制限の定めであり、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならないを加えるものであります。

第10条は、自己情報の開示請求権の定めであり、第2項中、成年被後見人の法定代理人の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加えるものであります。

第19条の見出しを訂正又は削除の請求に改め、第1項は、何人も、自己に関する個人情報について事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、当該自己に関する個人情報の訂正を請求することができる。

第2項は、何人も、第5条第1項の規定による制限を超え、又は第5条第2項及び第3項の規定に違反して自己に関する個人情報(自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が収集されたと認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の削除を請求することができるものと改めるものであり、第3項として、何人も、自己に関する保有特定個人情報が第1号から第5号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。

第4項として、第10条第2項及び第3項の規定は、訂正又は削除の請求について準用するを加えるものであります。

第19条の2は、利用停止の請求の定めであり、第1項として、何人も、実施機関が第6条第1項の規定に違反して自己に関する個人情報(自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の目的外利用等をしようとし、又はしていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の目的外利用等の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

第2項として、何人も、自己に関する保有特定個人情報が第1号から第6号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用停止を請求することができる。

第3項として、第10条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用するとするものであります。

第20条は、訂正等の請求手続の定めであり、第1項中「前条」を「第19条」に、訂正「又は是正」を「若しくは削除又は前条に規定する利用停止」に改め、第2項中「前条」を「第19条又は前条」に、「訂正」を「訂正等」に改めるものであります。

第21条は、訂正等の請求に対する決定の定めであり、第1項中「又はその取扱いを是正」を「若しくは削除するかどうか、又は利用停止」に改め、第3項を第4項とし、第3



項として、実施機関は、前項の規定により訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとするを加えるものであります。

第22条は、適用除外の定めであり、法令等に個人情報の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加えるものであります。

第2条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正であります。

第2条は、定義の定めであり、第5号として、情報提供等記録を番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいうを加えるものであります。

第6条の2は、保有特定個人情報の利用の制限の定めであり、第2項中、保有特定個人情報の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加えるものであります。

第19条は、訂正又は削除の請求の定めであり、第3項中、自己に関する保有特定個人情報の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加えるものであります。

第19条の2は、利用停止の請求の定めであり、第2項中、自己に関する保有特定個人情報の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加えるものであります。

第21条は、訂正等の請求に対する決定の定めであり、第3項中、当該個人情報の提供先の次に「（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」を加えるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでありますが、第1号の第1条中第2条に2号を加える規定は平成27年10月5日から施行し、第2号の第2条の規定は番号法附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラ

インを表示しております。

附則第5条は、他の法令による給付との調整の定めであり、第1項の表、傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表、障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表、遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、第2項の表中「障害共済年金又は」を削るものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成27年10月1日から施行するものであります。

第2項及び第3項は、経過措置の定めであり、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用について読みかえることを定めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第8号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定めるとともに、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、通知カードは、10月中旬ころから11月ころにかけて順次各家庭に送付される予定であります。また、個人番号カードは、住民基本台帳カードにかわるものとして、平成28年1月から申し込みのあった者に交付されるものであり、それぞれ初回の交付手数料は国が全額費用を負担するため、無料となりますが、再交付する際の手数料については総務省が示す基準額に基づき定めるものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市手数料条例の一部改正であります。別表第2に第36号として通知カードの再交付手数料を定め、根拠法令及び根拠条項等は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項であり、手数料の額として1枚につき500円を加えるものであります。

第2条は、同じく砂川市手数料条例の一部改正であります。別表第1の第2号に規定する住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料、1枚につき500円を削除し、6

ページをお開き願います。別表第2に第37号として個人番号カードの再交付手数料を定め、根拠法令及び根拠条項等は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項であり、手数料の額として1枚につき800円を加えるものであります。

附則として、第1条の規定は平成27年10月5日から施行するものであり、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,725万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億1,965万4,000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。4ページ、第2表、継続費に記載のとおり、北光団地用地確定測量業務委託3,024万円について平成27年度から28年度までの2カ年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項13目まちづくり推進費で二重丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費の整備効果検証委託料50万円の補正は、8月8日に開通した砂川SAスマートインターチェンジについて交通量調査を行い、開通前の平成26年調査結果と開通後の交通量調査結果を整理し、整備効果について検証を行うため、委託をするものであります。

同じく、3項1目戸籍住民基本台帳費で二重丸、個人番号カード作成に要する経費797万7,000円の補正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が10月5日に施行されることにより、順次個人番号通知カードが地方公共団体情報システム機構から世帯ごとに郵送され、また1月から申請に基づき個人番号カードの交付が行われることから、同機構に対する事業負担金及び住所等が変更となった場合に印字するプリンター購入費、事務経費であります。

次に、18ページ、3款民生費、1項6目国民年金費で一つ丸、国民年金事務に要する経費のシステム改修委託料32万9,000円の補正は、国民年金保険料の免除、納付猶予申請書及び学生の特例申請書の様式変更に伴い、記入項目が印字された申請書を出し、申請者の手続の簡素化を図るため、システム改修を委託するものであります。

同じく、2項1目児童福祉費で二重丸、病児・病後児保育に要する経費の病児・病後児

保育施設設置実施設計委託料127万5,000円の補正は、子育て中の保護者が安心して就労することができるよう、保育所などに入所中の児童が病気になった場合及び病気の回復期において一時的に預かることができる施設を平成28年度に市立病院南館の院内保育所北側の検診センターの一部を改修して開設するため、改修工事に係る実施設計を委託するものであります。

同じく、3目保育所費で一つ丸、保育所の運営管理に要する経費の備品購入費27万円の補正は、空知太保育所の暖房機に故障が発生し、修理不能のため、更新するものであります。

次に、20ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費の砂川SAスマートインター線車両進入防止柵管理委託料51万7,000円の補正は、北海道警察高速道路交通警察隊との協議により、砂川SAスマートインター線における午後10時から午前6時までの時間帯について車両の進入を防止する柵の設置が必要となり、砂川市が管理することとなったことから、工事用の防止柵を指定時刻に設置、撤去するため委託するものであります。

同じく、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費の北光団地用地確定測量業務委託料302万4,000円の補正は、北光団地の用地である西1条北16丁目ほか41番1は複数の条丁目にまたがり、公営住宅、市道等を含む1筆の土地であることから、土地利用目的ごとに分筆し、公営住宅跡地の有効活用などを図っていくための用地確定測量について11万平方メートルを超え、面積が広大なため、長期の業務期間が必要となることから、2カ年の継続費として委託するものであります。

次に、22ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金2,336万2,000円の補正は、平成26年度の国、道支出金の精算による生活保護費国庫道負担金、自立支援給付費道負担金などの返還金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。13款使用料及び手数料で1,000円の補正は、個人番号カードの再交付に係る個人番号カード手数料であります。

14款国庫支出金で726万8,000円の補正は、社会保障・税番号システム整備に係る社会保障・税番号活用推進費補助金、年金システム改修事業に係る国民年金事務費委託金であります。

18款繰入金で2億5,477万円の減は、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行うものであります。

19款繰越金で2億8,475万5,000円の補正は、平成26年度決算による前年度繰越金であります。

以上が歳入であります。

なお、24ページに継続費に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よ

ろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から議案第2号、議案第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,236万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,619万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、今回補正はございませんが、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の歳出増額補正に伴い、財源内訳を変更するものであります。

14ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で39万8,000円の増額、16ページになります。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で3万8,000円の増額は、それぞれ国が示す計算諸率の変更に伴う補正であります。

18ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で3,620万1,000円の補正は、平成26年度に交付された療養給付費等負担金の精算返還金によるものであります。

20ページをお開き願います。12款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金で5,900万円の減額は、平成26年度の収支が黒字となり、充用する必要がなくなったため、皆減するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。9款繰越金で285万6,000円の補正は、平成26年度の決算剰余金であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

10款諸収入で2,521万9,000円の減額補正は、療養給付費等負担金精算返還金及び前年度繰上充用金などの確定により、財政調整である雑入を減額するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,1

17万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,135万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で2,000円の補正は、平成26年度保険料還付未済金のうち、還付不能分を基金に積むものであります。

14ページをお開き願います。4款地域支援事業費、4項1目地域ケア会議定着等支援事業費で二重丸、地域ケア会議定着等支援事業に要する経費53万6,000円は、今後介護予防事業の推進や多様なサービスの一層の充実を図り、現行の地域ケア会議を効果的に実施させるため、制度の習熟や多職種の情報共有、連携体制の向上を図ることを目的として、有識者を招いた研修会及び学習会を開催するための経費で、財源は全額道補助金で対応するものであります。

16ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で2,063万2,000円の補正は、平成26年度保険料還付未済金8万6,000円及び平成26年度に国、道、支払基金から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金の確定分2,054万6,000円によるものであり、それぞれ本年度中に還付及び返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。5款道支出金で53万6,000円の補正は、地域ケア会議定着等支援事業に係る道補助金であります。

8款繰越金で2,063万4,000円の補正は、平成26年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第4号 平成27年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであり、病院事業費用を1,657万6,000円増額し、支出の総額を133億1,815万8,000円とするものであります。

2ページをごらんいただきたいと存じます。1項医業費用、3目経費1,657万6,000円の増額は、平成26年度において市立病院の電子カルテ上の患者情報、放射線画像、検査データ、処方内容などの医療情報を連携する市内の医療機関、介護保険事業所等とインターネット網を介し共有するシステムを取得いたしました。今回の補正につきましては中空知圏域内の自治体病院間においてそれぞれの病院における医療情報を共有する

ことで良質で効果的な医療を目的とした中空知医療圏連携ネットワークシステムを構築するために現有のシステムを拡張する費用であります。

4ページから7ページにつきましては関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、議案第5号について総括質疑をさせていただきます。

砂川市空き家等適正管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありますけれども、今ほどご説明がありましたとおり、法の施行に伴い、重複するため廃止するものと認識させていただきましたが、同時にそれに伴い、空き家等審議会も解散となります。しかし、国土交通省の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針には、実施体制の整備として協議会の設置とあります。砂川市として今後空き家等対策計画の策定及び協議会の設立が行われるのかお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 (登壇) 空き家等対策計画の策定及び協議会の設立が行われるかどうかについてご答弁申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、本年5月に全面施行となり、法に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定める空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が示されております。この中で、空き家等対策計画は各市町村において空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定することが望ましいとされており、計画は対策の対象地区及び対象空き家等の種類、その他空き家等に関する対策に関する基本的な方針、計画期間、調査に関する事項、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項などを定めることとしております。また、空き家等対策の実施体制の整備として、内部部局の連携体制や空き家等の相談体制の整備を図るとともに、必要に応じて協議会の組織を推進するとされており、協議会は空き家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、計画の実施の一環として空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断、空き家等の調査及び立入調査の方針、措置の方針などに関する協議を行うための場として活用することも考えられるとされております。砂川市の空き家対策を総合的かつ計画的に実施するためには、計画と協議会の役割が重要となることから、今後計画の策定と協議会の設立に向けた準備を進めてまいります。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 砂川市として、空き家等対策計画の策定と協議会の設立は今後考えていくというようなお話をいただきましたけれども、まず空き家等対策計画は、これが任意なのですけれども、あるのとないのとはどういった影響があるものなのかどうなのか、そのあたりを聞きたいのと、実際計画をつくっていく段階でどれぐらいの期間を要して、いつごろこの計画が策定されるのかというのを聞きたいなというふうに思います。それと、協議会の設立に関しては、これも任意ではあるのですけれども、今まで審議会を通じて条例のときは行っていたこと、それも含めて協議会の中で行われていくのかなというような解釈を今させていただいたのですが、協議会の規定の中には、規定というか、要綱の中には地域住民、市町村議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認めるものをもって構成するというようなことが書かれておりますので、砂川市としては、我々にかかわることでもありますので、議会の議員も含めて協議会等を考えられているのか、その考え方についてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 まず、計画の関係でございますけれども、あるのとないのとの影響ということでございますけれども、計画、先ほど答弁申し上げましたけれども、基本的な砂川市の空き家対策に関する基本方針、これを定めるものでございます。国のほうのガイドラインですとかございますけれども、やはり基本となって進めるためにこの計画というものは大変重要なものと考えておりますので、計画の策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、どれぐらいの期間ということでございますけれども、実は計画の策定に当たりましては国や道の支援があります。国の支援は財政的なもので、例えば計画をつくるために調査するとき支援があるとか、そういうような財政的な支援でございますけれども、それにつきましても具体的な方向というのがまだ出ておりません。それからまた、道のほうの支援もございまして、それは計画をつくるときに技術的な指導、助言、それらについても基本的にどのようになるのかということがまだ示されていない状況であります。また、計画につきまして道内外の先進の事例というのもまだ大変少ない状況でございまして、今後それらの情報収集を早急に進めまして計画策定を進めてまいりますけれども、具体的に今めどということはちょっと申し上げられませんが、ご理解いただきたいと存じます。

それから、協議会でございます。協議会は、構成員といたしまして議員さんが言われたような市町村長ですとか、地区住民、それから市町村議会の議員等といろいろございますけれども、これらの構成員につきましてもこれから人選というか、そういうものを考えてまいりますけれども、道外に協議会を既につくられたところが、まだ少ないのですけれども、あります。そういうところのお話も伺いながら、それから道の助言も受けながら今後そういう人選については考えてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。



○多比良和伸議員 確かに道内ではまだでき上がっているところはないというお話なのですけれども、道外ではもう協議会の第1回目の会議まで開催されている地域もある。そういう中で心配なのは、この条例がなくなって、法に基づいて執行することはできるのですけれども、まだその計画なるものができていない状態、条例がなくなって計画ができるまでの間、そのあたりの現状の運用というか、現状の対応というか、緊急的なものが起きた場合とか、そういった場合はどのようなものを中心に考えて判断して政策対応していくのか、そのあたりを最後にお聞かせください。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 議員がおっしゃるように、まだ計画ができておりませんので、それまでの間の対応ということでございますけれども、それにつきましては国のほうでガイドラインを示されておりますし、それらをもとに対応していくこととなりますけれども、空き家法以外にも関係する法令等もございますので、空き家法で対応できない部分はそちらの法令も参考に対応していくというようなことで、まずは国から示された現在はガイドライン、それらをもとに対策、対応を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、議案第5号 砂川市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例についての総括質疑を行います。

今回の条例の廃止は、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴うものであるとの提案理由の説明がありました。法律と条例の整合性を考える上で、重複する部分があれば、一本化したり条例を廃止したりすることも手法の一つとしては適当な措置であると考えます。しかしながら、砂川市の現在の条例を見ますと、法律にはない目的や規定がいろいろと見られます。今回条例を廃止することに伴い、それら各規定に対して砂川市がどのように対応していくのかが見えません。条例が議案として上程されてくるに当たり、庁内でどのような検討がなされてきたのか、以下順次伺います。

まず、1点目は、条例に規定されていた目的には防犯目的が含まれていましたが、法律には規定されていません。空き家については、防犯上の課題もたくさんあります。この点についてはどのように考えているのか。

2点目に、条例には市民の情報提供義務がありましたが、法律にはありません。空き家対策は、全市的に取り組むものであり、決して行政の力だけで解決できるものではないと考えられます。市民との協働という観点からも、市民の協力が必要不可欠だと思いますが、その点についてはどのように考えているのか。

3点目に、条例に規定されている命令違反に対する公表が法律にはありません。公表が直ちに不利益を相手方に与えるものではないとはいえ、公表することは心理的な負担を相手に与えることにもなります。法律でも条例でも命令後は命令を受けた者に対して意見を聴取する機会が与えられていますが、その後の対応については公表になるのか、行政代執

行に進むのかという違いがあらわれてきます。条例の廃止によって、これらについてはどのように考えているのか。

4点目に、緊急安全措置についてであります。この緊急安全措置については、さきの6月議会において駅前の空き家問題がクローズアップされた際にも、議会における審議の中で実効性のある対応を図っていくことが答弁として出てきました。その後直ちに対応が図られましたが、それはこの規定を利用して駅前の空き店舗が周辺の歩道に危険を与えていた看板を撤去させることにつながった事例が該当するものであると認識しています。今回条例廃止に伴い、法の求める行政代執行では解決までにより多くの手続を経ることで解決のために一層の時間がかかるものになると思われまます。その点については、条例をなくすことによって影響が出ないのか。

以上のことを伺い、演壇からの質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 今4点ご質問がございましたので、順次ご答弁を申し上げます。

まず初めに、本条例は空き家対策を進める上で空き家対策に限定した法律がなかったことから、管理不全な空き家等が放置されることに起因する問題を未然に防ぐとともに、行政指導等の措置を行えるように独自に制定したものでありまして、本年5月末に全面施行となりました空家等対策の推進に関する特別措置法、その目的、定義、措置などが条例とほぼ同じ、重複しておりますので、今回条例を廃止いたしまして、法律で対応していくとしたところでございます。

まず、1点目の防犯の関係でございます。この部分につきましては、法の制定過程の議論の中で空き家法の空き家対策として措置を講ずるよりも、直接的に警察等の対応が適当との判断によるものであるということから、市といたしましてもこれらの国の考えに基づいた対応をしてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の情報提供の関係でございますけれども、法律では情報提供ということで定義はしてございませんけれども、法律によらないでも、今まで砂川市の空き家対策として市民の方からの情報提供をいただきながら対応してまいりました。それにつきましても引き続き、法律にはございませんけれども、そういう情報提供をしていただけるような、そのような市民へのご協力、ご依頼をこれからも続けていくところでございます。

それから、3点目の命令違反の関係でございます。所有者等が命令に従わないときの措置といたしました氏名等の公表については、法では標識の設置とありまして、公表できる範囲は命じた措置の内容など不測の事故等を未然に防止するために必要な内容に限られますけれども、罰則的な規定は別に定められておりますので、法に基づく措置を行ってまいります。

それから、4点目、緊急安全措置の関係でございます。この規定につきましては、所有

者等の費用負担を含む同意を得た状況において必要最低限度の措置ができるとした規定であり、この条件が満たされない場合には条例以外の対応として民法などの関係法による対応を考えておりましたので、今後も同様の対応となるところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今るる答弁をいただきましたけれども、最初の質疑のところでもお話ししましたが、法律と重複する部分があったときに一本化するとか、あとは法律と全く同じだから必要がないという議論であればいいのですけれども、今ほどの答弁を聞いて、まだよくわからないところがあったのですが、法律ができたからといって、法律は万能に全てをカバーしているわけではないと。多くの自治体がまだ空き家に対する条例をつくっていない。全国でたしか400ちょっとの自治体があって、その後に法律ができたと認識していますので、3分の2近くの自治体は条例を持っていなかったというような実態があります。ですので、そういったところはこの法律ができたことによって今後新たに独自の条例をつくるのか、法律一本でいくのかというような話をこれからしていくと思うのですけれども、砂川市のように約400近くの自治体は既に空き家を管理する条例を持っていたわけで、これを完全に廃止するというような自治体がどれぐらいあるのかというようなことをこちらで把握されているのかどうか。

というのも、法律が制定されてから空き家適正管理条例というふうに変えて、4つのパターンがあります。法律に委ねて、やめてしまう。それから、もう一つが法律の規定を市長はという主語に変えて、自治事務として自治体が担っていくというような法律規定をそのまま使った条例を制定していく形式。もう一つは、法何条の規定に基づく命令をする場合の基準は次のとおりとするというような法律規定の詳細化や追加規定を自治体が決めていくような形で条例として残していく場合。それから、法律にはない先ほど言いました防犯とか緊急安全措置のようなものを取り出して、市長は何々できるというような形で市町村の独自規定として残すようなやり方があると。こういうようなやり方があるにもかかわらず、砂川市は廃止するということを決めたわけですから、先ほど全国の自治体で先に制定している自治体がこの法律ができたことによってどれほど直接廃止するというようなことを決められたのか、把握していれば教えてくれというような話もしましたがけれども、庁内で議論するときこのような形で条例を温存したり改正をするというような話が出てこなかったのかどうか。

今地方分権が進んでいますので、法律に全てを委ねるわけではなく、せっかく自治体独自の規定、防犯目的、緊急安全措置、それから命令の中身も若干違いますし、市民からの情報提供もこれからも引き続きやるとはいえ、法律には全くない中身です。しかしながら、条例には条例の第5条で、市民等は空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、市長に対し、当該状態に関する情報を提供するものとする。半ば義務です。義務としてこういったようなことが規定されていた。こういったようなことが規定されていたにもかかわらず

らず、今回法律ができたことによってこれらの規定がばつさり切られてしまう。法とか条例の根拠なく住民の皆さんにお願いするというのは確かにできます。今までと同じです。しかしながら、条例に規定されていることというのは、この議会で議決をして条例が上がるわけですから、それ相応の重みがあると。せっかく住民との協働ということを考えれば、そういった情報提供のことを条例に規定しておくということは、実態はそんなに意味のないことなのかもしれないけれども、しかしながら目に見える形では意味のあることだと私は思いますが、その辺も含めて今回条例を廃止するに至った経緯をもう少し詳しくご説明していただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 まず、どれぐらいの市町村で今回条例を廃止するかというようなところでございますけれども、申しわけありませんけれども、全国の事例については調査はしておりませんが、道内で申し上げますと、道内では砂川市のほかに11の市が空き家条例を持ってございまして、そのうち1市が既に廃止をしております。法律の施行に伴い、廃止をしております。もう一市が改正、先ほど議員がおっしゃられました条例を法律の条文を生かしたような条例に改正していくというようなことで、1市が改正をしております。残りの9市については、まだ結論を出していないというか、これから協議して検討していくというようなことを聞いているところでございます。

それで、今回法律の施行に伴いまして条例を廃止するというようなことで、庁内の全体の会議の中でも議論をいたしまして、議員がおっしゃるように例えば条例を残して法律の条文を生かしたような条例を残すというような話もございましたし、また廃止するというような話も、いろいろ議論された中でいろいろな意見がございましたけれども、最終的に今の条例と法律が併存している、そういうような状況にあります。例えば空き家対策を進めるときにこのときは条例を使って、このときは法律を使ってということになりますと大変混乱を招く場合もございますし、空き家対策を進めていく上でもかなり難しい部分も出てございますので、そういう部分もございまして、今回廃止ということで決めさせていただいたところでございます。情報提供の部分につきましては、議員がおっしゃるように条例の中で言うておりましたので、条例がなくなったということで、法律上は情報提供ということにはなりませんけれども、これも先ほど申し上げましたけれども、今まで空き家条例ができる前から空き家の情報、そういうものは市民の皆さんですとか町内会の皆さんから多数寄せられております。ですから、今後は条例、法律になくても引き続きそういう部分をお願いしますということで周知いたしまして情報をいただくというようなことで、それでカバーしていきたいと、そういうふうを考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 いろいろな議論が当然あったとは思いますが、これも繰り返し返

しになりますけれども、今部長が答弁された中で法律と条例が重複する部分、このケースの場合には条例でいけるのか、法律でいけるのか、両方とも規定しているではないか、こういうようなときは確かに条例の規定からその部分を削除するというのはわかります。しかし、最後のほうでも言われたように、確かに今までもされてきたかもしれないですけども、市民と一緒にまちづくりを進めていくのだ、景観を維持していくのだ、防犯、防災をやっていくのだとなったときには、住民の皆さんには負担になるかもしれないけれども、せつかく情報提供という法律にはない部分で条例を持っていた。そういったようなところを消し去ってしまうというのはもったいない話だと思うのです。条例をつくるというのは、皆さん方が原課でいろいろ起案して、それから副市長、市長の決裁を経て、我々議会の審議を経て議決をしてできるわけですから、それが法律ができたからということで法律に規定がないことも含めてはっきり切られてしまうというのは、ちょっともったいないというか、皆さん方がエネルギーを割いて、しかも平成25年につくった条例です。まだ2年しかたっていないです。ですので、中身が全部同じであれば私もそれはそう思いますけれども、せつかく違う中身があったのに、十分生かし切れなかったというのはもったいないなというふうに思っています。

一回こういうふうに廃止をするという形で出してしまったので、多分同じようなものをもう一回つくって出すということにはならないのでしようけれども、そうであるならば、事前の策として、一番最初に防犯のことについても警察で対応できるではないかというお話がありました。しかし、現実にこの砂川市内の空き家とか空き店舗を考えてみてください。ちょっとでも郊外というか、人けのいないところに行くと、若者が肝試しですとか、夏になると市外からもいろんな方々がやってきて、その中でらんちき騒ぎをしてみたり、場合によっては火をつけるというような例は全国で散見されます。そのような状態にあるところに人が入るといっても論外なのですけれども、外から来る方というのは規範意識のない方もいらっしゃると思いますので、入ってはいけないところに入って行って悪さをすることもあるわけです。であるならば、法律でここはカバーされていない部分でありますので、防犯についても既存の空き家条例を生かすような取り組みをもっと慎重に検討してもよかったですのではないかと。今ほどの答弁の中では、道内11市のうち1市は確かに廃止している。1市は法律の規定の整備ということで、条例を生かしながら改正をしようとしている。残り9市については、まだ結論を出していないというわけです。砂川市も、法律ができたから早急に対策はしないといけなかったわけですけども、まだもう少し時間的な余裕があったのかなと、少なくとも12月議会ぐらいまでであれば。早急に結論を出さなくてもよかったのかなというようにも思いますが、その辺市内での議論というのは何も出てこなかったのかということをお伺いしたいのです。

今地方分権が進んで、国と地方は一応と言ったら語弊がありますが、対等な立場になりました。法律の空家等対策の推進に関する特別措置法でいろいろなことが決められ

ていますけれども、この法律をよく読んでみると、先ほど多比良議員の質疑でもありましたけれども、計画の策定とか、協議会を組織することができるとか、直接的に具体的に書かれているということは意外と少ないわけです。ですので、この法律を踏まえて市町村が独自に自分の地域に合った空き家管理の条例にしていく、つくり上げていくというのはできたのではないかと。むしろそれが砂川市のこれからの空き家の管理についてよかったのではないかというふうに思っているのですけれども、これは総括質疑ですので、大きくくりでしか聞けませんけれども、再度その辺について庁内、原課、それからさらにその上の副市長や市長との協議の中でどのような話になってきたのかというようなことを教えていただきたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 それでは、まず防犯の関係ですとか、それから情報提供の関係で、条例を廃止するというようなことでその部分が法律にもカバーされていないと、そういう部分のご質問でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、引き続き市民等に情報提供を求めてまいりますけれども、今度新しく今準備を進めております計画の中で、その辺の防犯ですとか情報提供、その部分について市民に広く情報提供を求めるですとか、それから防犯の部分についても、その辺についても計画の中でどの程度うたえるのかというのはこれから検討していかなければなりませんけれども、その部分について計画の中で考えてまいりたいと考えてございます。

それから、今回条例を廃止するというようなことで、9月議会で早過ぎるのではないかというようなご質問でございますけれども、これにつきましても既にもう廃止している市町村もありますし、また12月までということになりましたら、その間法律と条例が重複して併存するというようなことがございますので、その部分のマイナス部分ということも考えまして、今回9月で廃止の提案をするというふうに考えたところでございます。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 空き家条例の廃止にかかわる件でありますけれども、庁内議論もいろいろ聞きましたけれども、結果的に重複する部分が多いということで、議員さん指摘のとおり防犯だとか情報提供の部分はどうするのだというのもございます。私どもの考えとして、法の第6条の中で計画をつくっていかなければならない。その計画は公表していかなければならないという状況でありますから、これらについては市の考えている空き家対策については一連のプロセスというか、手続をしていかなければならない。そういう中で、市民からも情報提供してくださいと、それに対してこうやって措置していきますという、そういったものを示していかないと空き家対策に関してどうやって市は考えて進めるのかというのがわからないというふうに思っております。法文の中では、計画に盛り込む内容がそれぞれ掲載されていますけれども、それで絶対だということではなくて、その地域の実態に合わせたものを計画の中に盛り込んでいこうというふうな考えでお

りますので、いろいろご指摘のありました部分についてはその計画の中で盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の総括質疑を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第6号、第8号及び第7号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号、第8号及び第7号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております8議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### ◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時20分